手話言語法 (仮称) の早期制定を求める意見書

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情で伝える独自の語彙や文法体系をもつ言語である。そのため、手話は、音声が聞こえる人たちの音声言語と同様に、ろう者にとって大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。

しかしながら、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。このような中、平成 18 年 12 月に採択された国際連合の障害者権利条約では、「手話は言語」であることが明記され、手話は言語として国際的にも認知されることとなった。

我が国は、平成23年8月に成立した「改正障害者基本法」において「全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と規定し、手話が言語に含まれることを明確化するとともに、同法第22条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務付けている。加えて、本年1月には障害者権利条約を批准した。

よって、国においては、手話が音声言語と対等な言語であることを国民に広め、音声が聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法(仮称)」を早期に制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年7月4日

院議長伊 吹 明殿 衆議 文 TF. 崹 昭 議院議長 Ш 参 安 倍 晋 殿 内閣総理大臣 麻 生 太 郎 殿 財 務 大 臣 文 部 科 学 大 臣 村 博 文 殿 下 憲 久 殿 厚生労働大臣 田村

山形県議会議長 鈴 木 正 法